

令和3年度「IT産業人材確保支援事業」実施業務
提案説明書（仕様書）

1 業務名

「IT産業人材確保支援事業」実施業務

2 事業の目的

IT人材の確保・定着を図るため、学生向けインターン・就職フェアを開催することで、札幌市のIT産業全体を学生に対し広くアピールし、道内学生の流出対策を図るとともに、首都圏に在住するIT技術経験者のうち、札幌市内企業への転職を目指す人材を対象に、札幌市IT産業のPR活動を実施し、U I Jターン促進イベントを開催する。

また、新たな人材供給源として昨今注目をされる高度IT外国人材の確保および市内定着支援を併せて実施する。

なお、新型コロナウイルス感染拡大の状況に関わらず、業務を確実に実施すること。

3 業務の概要

(1) 札幌IT・クリエイティブ業界就職フェア実施業務

ア 支援対象者

- ・情報産業関連の学部等を持つ北海道内の大学、専門学校、高等専門学校、高等学校の学生、外国人留学生、生徒（令和5年3月卒業生を主な対象とする）
- ・札幌市に本社または拠点を持つIT企業（市内IT企業）
- ・本市の企業誘致施策により立地し市内事業所に従事する従業員を募集するIT企業（立地IT企業）

イ 事業内容

支援対象となる学生、生徒に対し市内IT企業及び立地IT企業に関するPRを行うとともに、インターンシップおよび新規卒業者採用を促進し、就職者数の増加を支援するためのフェアを開催する。

ウ 具体的手法、スケジュール

札幌IT・クリエイティブ業界就職フェア 企画・開催、告知活動

場所：市内中心部ホテル 等

開催時期：協議のうえ決定（就職活動解禁時期を踏まえた適切な時期に実施）

開催日：1日 ※開催時間については、協議のうえ決定する。

参加者：100名以上を目標とする。

参加企業：15社以上を目標とする。

なお、出展社のうち3社分については、札幌市経済観光局産業振興部で実施している企業誘致事業と連携し、誘致企業の人材確保を図るため優先枠として確保すること。

業務内容：会場の確保

候補日、およびフェアの企画内容提案

参加者、参加企業の取りまとめ

北海道内大学等へのヒアリングおよび関係構築業務

SNS等への広告出稿を通じたイベント広報活動

フェア当日のイベント運営

参加企業以外のインターン・新規卒業者受入企業紹介冊子の配布

エ 備考

・札幌市内、近郊にある大学、各専門学校等、および北海道内で活動しているIT産業関連のコミュニティ活動、関係団体と連携し、協力体制を構築すること。

なお、体制については、各団体の説明、および類似イベントの開催実績などを記載し、提案内容の妥当性が判断可能な内容とすること。

・新型コロナウイルスの影響により、上記の業務がすべて開催困難になった場合の代替策についても提案すること。

(2) 首都圏におけるUIJターンフェア実施業務

ア 支援対象

・首都圏に在住するIT技術者

・札幌市に本社または拠点を持つIT企業

・本市の企業誘致施策により立地し市内事業所に従事する従業員を募集するIT企業

イ 事業内容

支援対象同士のマッチングを図るため、首都圏においてUIJターン就職を促進するフェアを開催する。

ウ 具体的手法

首都圏在住の経験者の採用を希望する市内IT企業を募集し、UIJターンフェアの企画、運営、周知活動を行う

開催場所：首都圏ほか

開催時期：協議のうえ決定（計3回以上を想定）

参加人数（累計）：200人以上を目標とする。

参加企業（累計）：35社以上を目標とする。

業務内容：会場の確保

候補日、およびフェアの企画内容提案

参加者、参加企業の取りまとめ

SNS等への広告出稿を通じたイベント広報活動

フェア当日のイベント運営

なお、出展社のうち3社分については、札幌市経済観光局産業振興部で実

施している企業誘致事業と連携し、誘致企業の人材確保を図るため優先枠として確保すること。

エ 備考

- ・首都圏における潜在的なU I J（移住）希望者に対するアプローチ方法も検討するほか、関連イベントを開催する市内コミュニティ、団体との連携手法についても、積極的に提案すること。
- ・イベント開催にあたっては、札幌市雇用推進部「札幌U I ターン支援業務」で実施するイベント等と日程・内容等が重複しないように留意すること。
- ・新型コロナウイルスの影響により、上記の業務がすべて開催困難になった場合の代替策についても提案すること。

(3) 高度 I T 外国人材確保・定着支援業務

ア 支援対象

- ・道内に在住する外国人 I T 技術者および外国人留学生
- ・札幌市に本社または拠点を持つ I T 企業
- ・本市の企業誘致施策により立地し市内事業所に従事する従業員を募集する I T 企業

イ 事業内容

高度 I T 外国人材の確保のため、支援対象企業に対する外国人材採用セミナーを開催するほか、その市内定着に向けた外国人材コミュニティ形成や生活支援のためのイベントを開催する。

ウ 具体的手法

① 外国人材採用セミナー

外国人材の採用を希望する市内 I T 企業を募集し、外国人材採用セミナーの企画、運営、周知活動を行う

開催場所：市内中心部ホテル 等

開催時期：協議のうえ決定（計 3 回開催を想定）

参加社数：各回 15 社以上を目標とする。

業務内容：会場の確保

候補日、およびセミナーの企画内容提案

講演者、参加企業の取りまとめ

SNS 等への広告出稿を通じての広報活動

セミナー当日のイベント運営

② I T 外国人材定着支援イベント

道内に在住する外国人 I T 技術者および外国人留学生を募集し、市内での生活相談やコミュニティ形成を図ることで外国人材の定着を促すイベントの企画、運営、周知活動を行う

開催場所：市内中心部ホテル 等

開催時期：協議のうえ決定（計2回開催を想定）

参加社数：各回30名以上を目標とする。

業務内容：会場の確保

候補日、およびイベントの企画内容提案

講演者、コンテンツ等の取りまとめ

SNS等への広告出稿を通じた広報活動

当日のイベント運営

エ 備考

- ・支援対象に対しアンケート、ヒアリング等を行い、外国人材およびIT企業双方のニーズを汲んだ取組とすること。
- ・市内外国人コミュニティ、関係団体との連携手法についても、積極的に提案すること（JETROの「高度外国人材活躍推進ポータルサイト」や「高度外国人材活躍推進コーディネーターによる伴走型支援」の活用や連携など）。
- ・新型コロナウイルスの影響により、上記の業務がすべて開催困難になった場合の代替策についても提案すること。

（４） 市内IT企業、各フェア参加者および北海道内の大学等に対するアンケート実施、リスト化業務

ア 調査対象

- ・札幌市内に本社または拠点を持つ情報関連産業企業及び本市の企業誘致施策により立地し市内事業所に従事する従業員を募集する企業のうち100社程度（※）

※なお、情報関連産業企業とは日本標準産業分類における大分類「G 情報通信業」に含まれる企業を指す。

- ・上記各事業の参加者および参加企業
- ・北海道内の教育機関

イ 事業内容

上記各事業の支援対象に対しアンケート、ヒアリング等を行い、結果についてリスト化し効果検証を行うとともに、実施報告書において今後の更なる施策推進に向けた取組についての提案を行う。

ウ 具体的手法

アンケートの様式、および支援対象者への協力依頼文を本市担当者と協議のうえ作成し、受託者の電子メールアドレス等を回答先として指定した回答依頼を市内IT産業企業が所属する関連団体、および対象者に届く周知媒体を用いて実施する。

受託者は、回答を取りまとめ、不足があれば、必要に応じて面談もしくは

電話、電子メールなどにより追加取材することとし、結果を報告する。

4 企画提案を求める項目

以下の項目について、具体的な内容を提案すること。

- ・各イベントの概要
- ・札幌市内 I T 企業に対する、新卒者の就職率向上のために効果的であると
考えられる手法。
- ・参加者、参加社の想定数を達成するための P R 手法
- ・年度内に見込まれる事業効果目標（選考申込者数、内定数、移住者数など）
- ・年間スケジュール、および必要費用
- ・人員体制と人選の詳細
- ・アンケート実施方法、および時期
- ・アンケートおよびヒアリングを行う I T 企業等の目標数
- ・アンケートおよびヒアリング内容の案
- ・新型コロナウイルスの影響により、上記の業務がすべて開催困難になった
場合の代替策についても提案すること。

各イベントの開催時期、および内容については提案説明書を踏まえ、契約時に決定することとする。

本事業の効果を最大限発揮するため、基本的な考え方を提案すること。

5 実施報告書

受託者は、上記業務終了後、各事業の概要、結果等についての実施報告書を提出期限までに提出すること。なお、実施報告書には効果、改善点、課題等を含めることとし、具体的な効果検証を図ることができる様式とすること。

提出期限：令和 4 年 3 月 31 日（木）

6 秘密保持

ア 秘密の保持

- ・本市は、提案者から提出された提案書等を、本業務における契約予定者の選考以外の目的で使用しない。
- ・受託者は、本業務に関し、本市から受領又は閲覧した資料等を本市の了解なく公表又は使用してはならない。
- ・受託者は、本業務で知り得た本市及び企業等の業務上の秘密を保持しなければならない。
- ・受託業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部への漏洩がないように注意すること。また、委託者である本市が提供する資料等の第三者への提供や目的外使用をしないこと。

イ 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律」及び「札幌市個人情報保護条例」を遵守しなければならない。

また、本事業への参加者に係る個人情報の本市への提供については、必ず本人の同意を得たうえで実施することとし、個人情報を取扱う際には、別紙個人情報取扱注意事項を守ることをとする。

7 履行期間

契約締結の日から令和4年3月31日（木）まで

8 事業規模（契約限度額）

8,741,000円（消費税相当額を含む）

9 その他

- (1) 企業募集や開催イベント等において人が集まる際には、コロナウイルス感染を防止するためにも、「三密」を防止した環境を整えるとともに、参加者に対して手指の消毒の徹底及びマスク着用を指導する等、最大限の配慮を行うこと。

下記、厚生労働省のホームページを参照するとともに、感染防止に向けて、札幌市と協議をしながら事業を運営していくこととする。

【厚生労働省：新型コロナウイルス感染症ページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#kokumin

- (2) 本市は、必要に応じて事業実施状況について随時報告を求めることができる。
- (3) 本業務の履行にあたって、申し込み及び問い合わせについては、原則として受託者が対応することとする。また、クレームが発生した場合も、迅速かつ誠実な対応を行うとともに、本市に報告すること。また、対応できないクレームについては、迅速に本市へ報告すること。
- (4) 企画提案に係る一切の費用は、提出者の負担とする。
- (5) 提出後の企画書の訂正、追加及び再提出は認めない。また、提出された企画書は返却しない。なお、提出された企画書は、当方において提出者に無断で使用しない。
- (6) 本業務の履行に際しては、業務の管理及び統括を行うもの1名を配置すること。
- (7) 受託者は、業務遂行上の詳細な内容について、委託者と十分な打ち合わせを行い、承認を受けること。
- (8) 受託者は、関係法令を遵守し、誠実に業務の遂行に当たること。
- (9) 受託者は、本業務の遂行に当たって収集し、知り得た企業、市民等の情報等

の一切の事項について、本業務の履行期間及び履行後において、外部に漏えいがないようにするとともに、目的外に使用しないこと。

- (10) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議のうえ決定すること。
- (11) 受託者は、本市が成果物等を広報及び広告活動等に利用する場合には、自由に使用できるよう、著作権法（昭和 45 年法律 48 号）第 18 号から第 20 号に規定する著作権者の権利を行使しないこととする。なお、本事業に係るチラシ・ポスター等の広報物を制作する場合は、必ず、本市の事前校正を受けること。また、ライラックマーク及びサッポロスマイルを掲載すること
- (12) 受託者は、成果物等が著作物に該当する場合において、本市が当該著作物の利用目的実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。
- (13) 受託者は、成果物等が著作権法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引き渡し時に本市に無償で譲渡する。
- (14) 受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害する者でないことを本市に対して保証すること。
- (15) 成果品や資料等の公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

別紙 個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。